

## 〔公の施設の指定管理者〕

監査執行対象施設名 指定管理者名 主たる所管課等	監 査 対 象	監査執行年月日
滋賀県立県民交流センター 株式会社コングレ 県民文化生活部県民活動課	平成18年度指定管理料 14,000,000円	平成20年1月18日
滋賀県立水環境科学館 アクアエコリサーチアソシエーション※1 琵琶湖環境部下水道課	平成18年度指定管理料 78,392,398円	平成20年1月18日
滋賀県立近江富士花緑公園 近江鉄道ゆうグループ※2 琵琶湖環境部森林政策課	平成18年度指定管理料 73,938,035円	平成20年1月17日
滋賀県立聴覚障害者センター 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 健康福祉部障害者自立支援課	平成18年度指定管理料 44,139,000円	平成19年11月14日
滋賀県立びわ湖こどもの国 社会福祉法人友愛 健康福祉部子ども・青少年局	平成18年度指定管理料 94,717,640円	平成19年11月21日
滋賀県立近江米普及啓発施設 有限会社小杉農園 農政水産部農業経営課	平成18年度指定管理料 18,000,000円	平成20年1月17日
大津港公共港湾施設(マリーナ施設を除く) 琵琶湖汽船株式会社 土木交通部河港課	平成18年度指定管理料 42,363,000円	平成19年11月28日
滋賀県立アイスアリーナ S Lグループ※3 教育委員会事務局スポーツ健康課	平成18年度指定管理料 50,192,887円	平成20年1月15日

※1 アクアエコリサーチアソシエーション

構成員：日本メンテナンスエンジニアリング株式会社滋賀支店、  
特定非営利活動法人びわこ水ネット、株式会社日水コン滋賀事務所

※2 近江鉄道ゆうグループ

構成員：近江鉄道株式会社、西武造園株式会社滋賀営業所

※3 S Lグループ 構成員：財団法人滋賀県体育協会、株式会社レジャーインダストリー

## 2 監査結果

## (1) 指摘事項

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

## (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

## (ア) 収入関係 (2件)

- ・貸付金の償還金等について収入未済の解消を求めるもの (財団法人滋賀県産業支援プラザ)
- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの (滋賀県住宅供給公社)

## (イ) 支出関係 (9件)

- ・諸手当の支給を誤っているもの  
(社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団、社団法人滋賀県造林公社・財団法人びわ湖造林公社、  
財団法人滋賀県体育協会、社団法人びわこビジターズビューロー)
- ・旅費の支給を誤っているもの (社団法人びわこビジターズビューロー)
- ・支払等の時期、手続きが適正でないもの (財団法人滋賀県体育協会)
- ・契約期間内に事業を執行していないもの (財団法人滋賀県文化振興事業団)

(ウ) 契約関係 (7 件)

- ・設計積算を誤っているもの (滋賀県道路公社)
- ・予定価格書が適正に作成されていないもの  
(滋賀県土地開発公社、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)
- ・随意契約できる額を超えて随意契約を締結しているもの (滋賀県土地開発公社)
- ・変更契約が適期適切に処理されていないもの (財団法人滋賀県文化振興事業団)
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの (財団法人滋賀県文化振興事業団)
- ・検査・検収が適正になされていないもの (財団法人滋賀県文化振興事業団)

(エ) 財産関係 (2 件)

- ・施設の管理に瑕疵があったもの (滋賀県住宅供給公社)
- ・交通事故の防止を求めたもの (社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団)

(3) 上記以外の機関については、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成19年11月1日から平成20年1月23日までに実施した監査の結果、次のとおり意見を付す。

今回の監査対象機関である財政的援助団体、特に県と密接な関係にある公社および県がその多くを出資している団体は、現在、厳しい状況に置かれている。

一つには、現在の本県財政は非常事態とも言うべき危機的な状況に直面しており、それに対処するため平成20年度から平成22年度を対象とする新たな財政構造改革プログラムが策定されたところである。こうした県の財政状況の中にあつて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、公共団体の財政評価指標として、公共団体が設立した法人などに対し、公共団体の将来の負担が見込まれる場合の「将来負担比率」などの指標の公表が導入されたことから、県から損失補償などを受けている団体にとっては、経営責任が一層厳しく問われるものとなった。

二つには、現在、公の施設の指定管理者となっている団体については、公募への流れが大勢となりつつある中で、今後、指定管理者として選定されない事態ともなれば、団体の存立意義にも関わってくる可能性がある。

このような厳しい状況の中で、県と密接な関係にある公社および出資団体にあつては、昨年度も総括的に意見を述べたところであるが、組織体制の簡素化、自主財源の確保、効果的・効率的な事業の実施など、経営の効率化・合理化になお一層取り組み、設立目的である「企業的な運営形態を活用しつつ公共的目的を達成すること」に努められたい。

なお、団体ごとの意見は次のとおりである。

(1) 工事の変更契約について (滋賀県道路公社)

滋賀県道路公社が平成18年度に契約を締結している工事のうち、当初契約額から増額変更しているものが10件、そのうち25%以上の増額変更をしているものが6件ある。

公社が準拠している県土木交通部の「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」においては、契約変更のできる範囲を「累積増加見込額が当初契約金額の30%以内の場合」としており、その範囲内ではあるものの、限度に近い事例が認められたが、安易な変更は、入札・契約制度の公平性や競争性を損なう恐れがある。

については、工事設計について、当初設計の精度のより一層の向上を図るとともに、契約変更事務の厳格な運用により、透明性の確保に努められたい。

## (2) クリーンセンター滋賀の経営について (財団法人滋賀県環境事業公社)

財団法人滋賀県環境事業公社が平成 16 年 10 月に環境大臣から整備計画の認定を受け、建設に取り組んできた産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」については、平成 19 年度開業に向け事業を進めてきたが、関連する道路整備工事が平成 20 年秋に完了する見込みであり、施設の供用開始はその後となる予定である。

当初の開業予定である今年度に入り、最終処分量が、当初計画の年間受入見込量である 6 万 7 千トンを確保できず、2 万トン程度となることが明らかになったことから、運転資金の確保や事業資金の償還など公社経営に影響を及ぼす懸念がある。

このような中、県は、開業後 3 年程度の間、実際の受入状況、企業立地の動向等を見極めながら、公共関与をより強め支援することにより、経営基盤の確立に努めることとしている。

については、「安全性と信頼性のモデルとして、循環型社会形成の一翼を担う役割を果たすとともに、生活環境の保全と産業活動の持続的な発展に寄与」することをうたう「クリーンセンター滋賀」の経営の健全化に向け、県とも十分連携の上、的確な対応を図られたい。

## (3) 魅力ある滋賀の売り出しについて (社団法人びわこビクターズビューロー)

平成 15 年に社団法人滋賀県観光連盟等を改編し、本県の観光振興の中核を担う実践組織として発足した社団法人びわこビクターズビューローは、翌年、社団法人滋賀県物産振興会および滋賀県観光土産品公正取引協議会とも統合し、名実ともに本県の観光と物産の振興を統合する総合的な組織となった。

発足後、5 年を経過し、その間、民間の視点から、PR 誌の発行や旅行商品の開発など、多くの新しい事業が展開され、一定の成果も現れてきている。

今後、滋賀そのものを国内外に売り出すための新たな魅力の発掘やその販路開拓などに向け、そのベースとなる組織・事務処理体制や人材活用のあり方も含め、効果的で創意工夫あふれる取り組みに努められたい。

